

支部だより

第71号
令和3年5月一般社団法人
島根労働基準協会
出雲支部TEL
0853-25-2284

新任の挨拶

出雲労働基準監督署

署長 三嶋 良之

このたび、
四月一日付け
をもって出雲
労働基準監督
署長に着任い

たしました三嶋と申します。島根労働基準協会出雲支部の会員の皆様におかれましては、平素より、労働基準行政の推進に格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

島根県での勤務は初めてとなりますが、私の前任地の福岡労働局労働基準部健康課では、新型コロナウイルスが県内で感染拡大する中、連日、クラスター発生の把握や相談対応等に追われておりました。幸いにも、島根県は、現在まで、新型コロナウイルスによる死者が出ていない唯一の県ですので、安心して、仕事や島根県内の名所巡り等をしたいと思っています。

さて、労働基準行政におきま

新任の挨拶

出雲労働基準監督署

監督課長 井上 晃



本年四月一日付けの人事異動により、鳥取労働局労働基準部健康

しては、いわゆる正社員と非正規雇用労働者との間の雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を目的としたパートタイム・有期雇用労働法の改正規定が本年4月1日から中小企業にも適用されます。改正法の周知等を行ってまいりますので、皆様方のご理解・ご協力をお願いいたします。

また、労働災害防止につきましては、昨年度は、出雲署管内で1件の死亡災害が発生しておりますが、今年度は死亡災害ゼロの目標に向け、引き続き災害防止活動を行ってまいりますので、今後とも皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願い致します。

安全課から出雲労働基準監督署監督課長に着任しました井上と申します。島根労働基準協会出雲支部の会員の皆様におかれましては、平素から労働基準行政の推進につきまして、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

私は、平成一五年度に一年間、出雲労働基準監督署で勤務させて頂いていたことがあり、その後、一七年間、県外の労働基準監督署や労働局で勤務しておりました。今年になって故郷である島根県、しかも私が初めて労働基準行政に携わった出雲労働基準監督署の勤務を言い渡され、再度初心に戻って業務に邁進していきたいと思っております。

さて、2年前から始まった「働き方改革」ですが、労働基準法等の改正により、時間外労働の上限規制の導入や、年次有給休暇の取得義務等が既に施行されておりありますが、コロナウイルス感染症の拡大等の影響もあり、まだまだ私どもの周知も不足しているのではないかと懸念して

いるところであります。

昨年度は、労働基準法のみならず、特定化学物質障害予防規則の改正により、溶接ヒュームが特定化学物質に指定され、また今後増加が見込まれる建物の解体工事による石綿の飛散防止のため、石綿障害予防規則の改正等、安全衛生の分野でも重要な規則改正が行われています。

私は、こういった法改正や規則改正がなされた部分はもちろん、各法令を事業者の皆様に分かりやすく説明し、これを理解・遵守して頂くのが我々の大きな使命であると思っております。そしてそれが、皆様の職場の働き易さや労働災害防止につながるものと思っております。

最後に、出雲支部並びに会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

新任の挨拶

出雲労働基準監督署

安全衛生課長 田淵 和正



この度、四月一日付けをもって、松江労働基準監督署から出雲労働基準監督署へ異動し、安全衛生課長を拝命しました田淵と申します。どうぞよろしくお願い

いたします。

私は、出雲労働基準監督署で勤務は3回目なのですが、これまでの勤務年数は合計で4年もなく、3回目の勤務なのですがあまり馴染みがないため、新たな気持ちをもって着任しました。

さて、現在、出雲労働基準監督署管内の安全衛生に関する状況ですが、令和2年に発生した休業4日以上の労働災害被災者数は252人であり、前年と比較して4人の微減に留まっております。また、電離放射線障害予防規則の改正、石綿障害予防規則の改正を始めとして、衛生関係に関する規則改正が続いております。エイジフレンドリーガイドラインやメンタルヘルス対策の実施等、近年、衛生関係事項への対応も引き続き求められています。

出雲支部の会員事業場の皆様には、出雲労働基準監督署が発信する安全衛生関係の情報を基に、引き続き災害防止対策の推進及び心身の健康の保持増進に適な職場を形成していただきたいと思います。

最後になりますが、島根労働基準協会出雲支部の会員事業場の皆様の益々のご発展を祈念して着任の挨拶とさせていただきます。

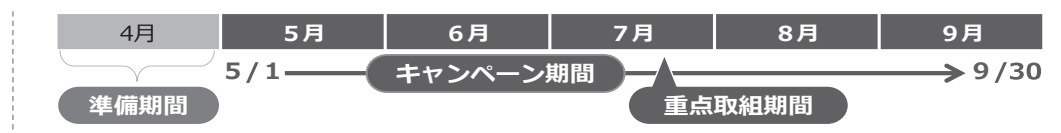
STOP!熱中症 令和3年5月～9月 クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。
夏季を中心に「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

☐	WBGT値を下げるための設備の設置	設備、休憩場所を設置しましょう。
☐	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。
☐	通気性の良い服装など	通気性の良い服装なども着用しましょう。
☐	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
☐	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後や夏季休暇明け の方は注意が必要です!
☐	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。
☐	プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。
☐	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
☐	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。
☐	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- ☐ WBGT値の低減対策は実施されているか
- ☐ 各労働者が暑さに慣れているか
- ☐ 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- ☐ 各労働者の体調は問題ないか
- ☐ 作業の中止や中断をさせなくてよいのか

□異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- ☐ 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ☐ 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ☐ 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- ☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- ☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ☐ 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。



梅雨明け



～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう～

皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）

労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で高い



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

ご活用ください

高齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金 が新設されました！

STOP！転倒災害

！3つの転倒予防

オットット

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%

転倒によるケガの約 6割が休業 1か月以上のケガです！！

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？



滑り



つまずき



踏み外し

厚生労働省では「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック！



令和3年度 定期総会の開催について

定 員	議 事	会 場	日 時
五十名(一事業場一名)	①議事録署名人選任について ②令和2年度事業報告について ③令和2年度収支決算報告について ④令和3年度事業計画案について ⑤令和3年度収支予算案について ⑥役員選任案について ⑦その他	ニューウェルシティ出雲 出雲市塩冶有原町二一十五一	令和三年六月二十三日(水) 十時三十分～



令和3年度 全国安全週間説明会の 開催について

【日 時】	【会 場】	【内 容】	【定 員】
令和三年六月七日(月) 午前の部 十時三十分～十二時 午後の部 十四時～十五時三十分	朱鷺会館 出雲市西新町二丁目二四五六番地四	全国安全週間実施要綱等について 出雲労働基準監督署 担当官	各八十名(一事業場一名)

令和3年(1月～3月) 労働災害発生状況

出雲労働基準監督署

		2年		3年		増減数
業 種		死亡	死傷者	死亡	死傷者	
全産業計(除鉱山法適用)		0	48	0	65	17
製造業	食料品		1		5	4
	繊維・衣服					0
	木材・木製品				2	2
	家具・装備品					0
	パルプ・紙・紙加工品・印刷・製本					0
	化学				1	1
	窯業・土石		1		2	1
	鉄鋼・非鉄		3		1	▲2
	金属製品		1			▲1
	機械器具		3		2	▲1
	その他の製造業		1		1	0
小 計		0	10	0	14	4
鉱業			0		0	0
建設業	土木		3		5	2
	木造建築		4		1	▲3
	その他の建築		1		2	1
	その他		2		2	0
	小 計	0	10	0	10	0
運輸業	道路貨物運送		2		4	2
	その他の運輸					0
林業	伐木・搬出		2			▲2
	造林・その他の林業				1	1
	小 計	0	2	0	1	▲1
第三次産業	小売業		6		5	▲1
	社会福祉施設		8		13	5
	飲食店					0
	その他の第三次産業		9		13	4
	小 計	0	23	0	31	8
その他			1		5	4

注1:休業4日以上

注2:第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの

注3:その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業